

午前九時〇〇分開会

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、令和8年美浜町議会第1回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番 谷重幸議員、8番 古山議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

事務局長から、別紙会期予定表を説明します。

○事務局長（野田佳秀君） 説明します。

令和8年美浜町議会第1回定例会会期予定表。

3月4日水曜日、本会議

1番、会議録署名議員の指名

2番、会期の決定

3番、諸報告

4番、令和8年度施政方針並びに全議案の提案理由説明

散会后、全員協議会、各常任委員会、各特別委員会を開きます。

5日木曜日、6日金曜日、休会

なお、この日は一般質問の通告の締切日となっております。午前11時が締切り時間でございます。

7日土曜日、8日日曜日、休会、閉庁でございます。

9日月曜日、10日火曜日、11日水曜日、12日木曜日、休会

13日金曜日、本会議、一般質問

14日土曜日、15日日曜日、休会、閉庁でございます。

16日月曜日、本会議、一般質問

17日火曜日、本会議、議案審議

18日水曜日、本会議、議案審議

19日木曜日、本会議、議案審議

以上です。

○議長（繁田拓治君） お諮りします。

本定例会の会期は、事務局長説明のとおり、本日から3月19日までの16日間にしたと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（繁田拓治君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの16日間に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本定例会に提出された議案は、お手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（野田佳秀君） 報告します。

議案第1号 美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第2号 美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第3号 美浜町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定について

議案第4号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第5号 美浜町税条例等の一部を改正する条例について

議案第6号 美浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第7号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第8号 令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）について

議案第9号 令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第10号 令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について

議案第11号 令和8年度美浜町一般会計予算について

議案第12号 令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算について

議案第13号 令和8年度美浜町介護保険特別会計予算について

議案第14号 令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第15号 令和8年度美浜町下水道事業会計予算について

議案第16号 令和8年度美浜町水道事業会計予算について

議案第17号 美浜町農業研修センターの指定管理者の指定について

議案第18号 美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定について

議案第19号 美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定について

議案第20号 美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定について

議案第21号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定について

議案第22号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について

以上です。

○議長（繁田拓治君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した要望書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、議員派遣の件についての派遣結果の報告については、お手元に配付のとおりです。

しばらく休憩します。

午前九時〇六分休憩

———・———
午前九時〇七分再開

○副議長（龍神初美君） 議長を交代し、再開します。

諸報告を続けます。

去る2月6日、全国町村議会議長会第77回定期総会において、繁田議長が町議会議員として15年以上在職し、その功労に対し自治功労者表彰を受賞されましたので、表彰状の伝達を行います。前へお進みください。

（繁田議員表彰状の伝達）

しばらく休憩します。

午前九時〇八分休憩
———・———

午前九時〇九分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

諸報告を続けます。

次に、地方自治法第121条の規定によって、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 令和8年度施政方針並びに全議案の提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

早いもので私の2期目の最後の年となりました。2期目におきましても色々ございましたが、全てではないですが、何とか公約を進めることができました。これもひとえに議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解とご協力のおかげだと感謝申し上げます。

それでは、「強く」「優しく」「美しい」まち美浜をスローガンとした「一人の犠牲者も出さない。災害に『強い』まちづくり」、「子育て、高齢者の暮らしを応援する『優しい』まちへ」、「煙樹ヶ浜などの美しいまちを守り住民の健康や産業振興に」の実現のため、令和8年度に実施いたします主な施策について申し上げます。

1点目の、一人の犠牲者も出さない。災害に「強い」まちづくりにつきまして、松原・和田両小学校に高齢者等でも避難しやすいスロープを設置するための工事費を計上し、令和8年度の完成を目指します。

県事業ではございますが、西川河川改修、浜ノ瀬海岸の高潮対策（離岸堤）等、毎年和歌山県や国の関係機関への要望活動を続けているおかげで、どんどん前へ進めていただいている状況です。今後も住民の安心で安全な基盤整備の早期完成に向け、引き続き要望活動を続けていきますので、議員の皆様のご協力を賜りたいと存じます。

2点目、子育て、高齢者の暮らしを応援する「優しい」まちへにつきましては、各種の子育て支援策を実施し、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、全ての子どもに健やかで安全・安心に成長できる環境を提供するため、子育て世代及び妊

産婦への切れ目のない支援を実施していきます。

また、高齢者の暮らしを応援する関係では、生活行動範囲の拡大、社会参加の促進を図るため、引き続き75歳以上の高齢者全員を対象に外出支援券を配布するとともに、自立した生活を支援していくため、一人暮らし等の方を対象に緊急通報装置を貸与します。

さらに、90歳以上の方には、長寿のお祝いとして自宅訪問し、敬老年金をお渡しします。

3点目、煙樹ヶ浜などの美しいまちを守り住民の健康や産業振興につきましては、令和5年度から始めた県道や町道沿いなど歩行や通行支障になるものや枯損により落下の危険性があると思われる樹木、枝につきまして、引き続き伐採等を行い歩行者等の安全確保、景観保全に努めていきます。

煙樹海岸キャンプ場につきましては、令和7年度も多くの皆様にご来場いただいております。令和8年度はキャンプ場のトイレ棟・炊事棟の屋根と外壁の塗り替え等を実施し、今後もより多くの方に利用していただけるよう、引き続き町が運営してまいります。

水産加工販売施設については、令和8年度で許認可申請や建設用地の不動産鑑定を行い、用地購入の準備を進めていきます。

それでは、次に令和8年度で実施いたします主な施策について、長期総合計画の分野に沿ってご説明申し上げます。

1つ目の分野目標「安心・安全で美しい生活環境のまち」についてでございます。

1点目の消防・防災につきましては、町民の生命・身体及び財産を保護するため、引き続き消防団員の確保に努めるとともに、団員の技術の向上に向けた訓練を実施し、消防団の充実を図ってまいります。

また、令和7年度をもちまして消防車両の更新は一旦終了いたしました。なお、令和8年度は、和歌山県消防操法大会へ美浜町が出場予定となっており、消防団員の士気高揚と消防技術の向上を図り、消防力の充実強化を期したいと思います。

防災につきましては、まずは、ご自身の命が助からないと逃げてもらえないという考えからも、全額補助の耐震診断や耐震シェルター・ベッドの補助金について、今後もしっかり住民の皆様に活用してもらえよう周知していきたいと思っております。

そして、地震後の火災について、大変危惧しているところですので、感電ブレーカー等設置事業補助金について年齢制限を撤廃し、町民どなたでも申請していただけるよう進めたいと考えてございます。

今後も引き続き住宅に関する補助事業を進めてまいります。

また、災害時におきましては避難所のトイレの確保・管理は、極めて重要な課題であり、ライフラインと同様に被災者の「命を支える社会基盤サービス」の一つとなるものでありますので、令和8年度において「自走式水洗トイレカー」を導入したいと考えてございます。

2点目の交通安全・防犯・消費生活でございますが、御坊警察署や交通安全協会美浜分

会、交通指導員等と連携し、交通安全教育や啓発活動の推進、カーブミラー等の交通安全施設の管理はもとよりチャイルドシートの購入についても引き続き補助を行います。

また、県道御坊由良線（和田地内）で交通安全対策として和歌山県において整備中である歩道設置につきましても、歩行者や通学者の安全確保、早期完成に向け、河川や海岸と同様に国や和歌山県に対し、引き続き要望活動を続けていきます。

防犯対策につきましては、毎年地区から1基の防犯灯の設置の要望に応え、設置・改修に努めてございます。今後も皆様のご意見を聞きながら対応してまいります。

消費生活につきましては、日高地方消費生活相談窓口を活用した相談業務を毎月1回実施し、消費者被害防止のため啓発物資の配布や広報みはまへの啓発記事の掲載に努めてございます。まさしく住民の財産を守るという観点から大切な業務でございますので、引き続き進めてまいります。

3点目の環境保全につきましては、地球温暖化対策として、実行計画点検・評価業務を引き続き実施します。電気使用量・電気料金・CO₂削減に取り組み、和歌山カジュアルビズなど年間を通しての節電対策なども併せて実施します。

4点目の煙樹ヶ浜の松林でございますが、松くい虫による松枯れ被害は近年減少傾向でございましたが、令和5年度を境に増加に転じてございます。引き続き、薬剤の地上散布や樹幹注入、枯れ松の伐倒駆除等の防除事業を実施します。また、松林全体の環境・景観保全に向け下草刈りや生活支障木の伐採等も行います。

5点目の廃棄物処理につきましては、ごみの不法投棄防止について、今後ごみの出し方、分別方法などを引き続き広報や行政無線において周知徹底を行ってまいります。

6点目の上・下水道では、上水道について、今後も安定した水の供給を図るため、水道施設の更新を進めてまいります。

下水道について、経営基盤安定のため、一般会計からの補助金及び出資金が欠かせない状態となっておりますので引き続き経営状況等を踏まえて使用料を検討します。

合併浄化槽の設置についても促進してまいります。

2つ目の分野目標「人に優しい健康・福祉のまち」についてでございます。

1点目の健康支援については、国民健康保険での人間ドックについて、令和7年度で脳ドックと心血管ドックを新たに追加し、受診枠もございますが被保険者に選択していただく形といたしました。町で実施するがん検診については、令和6年度から無料にいたしましたので、受診率が上がっていると聞いてございます。引き続き受診していただけるよう無料で実施いたします。

そして、令和7年度から带状疱疹ワクチン接種が、定期接種となりましたので無料での接種として接種を促します。また、現在実施している任意接種につきましても引き続き実施してまいります。

健康づくり活動では、わかやまシニアエクササイズは令和8年度で22期生を募集することとなっております。この講座の修了者は延べ153名ございまして、福祉センターと中

中央公民館に分かれ119名程度の方が今もなお活動されています。

また、各地域では、引き続き、いきいき百歳体操を実施しています。

2点目の高齢者支援でございますが、外出支援券を1万2千円から1万5千円に増額いたします。

認知症や知的障害、精神障害等により、財産の管理又は日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うため、成年後見制度利用促進や高齢者虐待防止などの地域連携の仕組みを強化する美浜町権利擁護推進協議会を形成しています。

認知症施策について、本人家族介護者交流会も引き続き実施していきます。

シルバー人材センターにつきましては、令和7年度に補助金を増額しましたので、今後もシルバー人材の育成に取り組んでいただきます。

敬老会は、令和8年度は2年に1回の文化協会の芸能発表会が開催されますので、敬老会と芸能発表会を兼ねて開催します。演じる側も高齢者の方が多く、人前での発表に向け日頃の練習の励みになってもらえたらと思います。

3点目の障害者支援については、高齢者支援と同じく、外出支援券1万2千円から1万5千円に増額いたします。

また、各種障害福祉サービスの提供や各種手当の支給、医療費の支援など引き続き支援してまいります。

4点目の子育て支援についてですが、令和7年度に設置した母子保健・児童福祉の両機能を併せ持つこども家庭センターを拠点として、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実を図ってまいります。また、乳幼児健康診査として、昨年度から5歳児健診を実施し、子どもの発達におけるつまずきや保護者が抱える不安等を早期に把握し、教育機関との連携をより充実させ、就学までの子どもと家庭の支援を強化してまいります。

5点目の地域福祉については、社会福祉協議会をはじめ民生委員や児童委員、各種団体等が地域に密着し活動を行っていただいております。助け合いの地域づくりについての意識を各地域の住民の方に持ってもらえるように、令和4年度から地域住民の方に委嘱しました生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）等と連携しながら、現在各地域への周知に取り組んでございます。

3つ目の分野目標「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてでございます。

1点目の土地利用について、本町の課題や社会環境の変化などを十分に踏まえ土地利用関連法・関連計画に基づき適切な運用を図ります。

2点目の道路でございますが、本町の道路網は町道405路線で構成されておりますが、全体的に幅員が狭い道路が多く、最近では車両の大型化が進み安全性・利便性に努める必要があります。また、高齢化の進行も見据えた緊急、救急面も考慮したより安全で便利な道路網の形成に向け、効率的に進めていかなければと思っております。

令和8年度におきましても地権者、自治会のご協力のもと用地をご寄附していただいた

り、買収にご理解いただいた箇所につきまして拡幅工事を実施していきたいと考えてございます。町が管理する橋梁38橋につきましては5年ごとの定期点検を実施します。

3点目の情報化・技術革新については、国・県が進める自治体DXに伴い、令和7年度で住民票の写しと印鑑証明書のコンビニ交付サービスを導入いたしました。コンビニエンスストアがない三尾地区には、三尾郵便局内に証明書発行端末を設置しましたので、今後も利便性と住民サービスのより一層の向上を図ります。

また、役場窓口における住民票の写しなどの交付申請の際に、提示いただいておりますマイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類から、住所や氏名などを専用端末で読み取り印刷し、申請書の記入の手間を減らし、書かない窓口によりスムーズな窓口対応となっております。

情報セキュリティ研修については、職員に対して引き続き実施します。

4点目の住宅環境、定住・移住でございますが、町営住宅B・C団地におきましては、全体的な更新は今のところございませんので、個別の修繕に対応してまいります。

また、定住・移住については、引き続き空き家に対する相談体制を充実し、家の状態により「空き家バンク」への登録、空き家改修補助による移住促進、耐震改修補助事業により古家の現地建替えを推進していきます。

また、空家等につきましては、今後も補助を用いて自ら撤去していただけるよう進めてまいります。

4つ目の分野目標「人を育む教育・文化のまち」についての1点目の学校教育につきましては、まず、小学校統合について、令和7年第3回定例会においてお認めいただいた新しい美浜の学校教育に関する基本方針、小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画をそれぞれ令和8・9年度で策定し、これによりどんどん前へと進めてまいります。

次に、令和7年度で小中学校における英語教育の充実を図るためにALTを2名体制としました。さらに、小学校専属の学校司書の配置も進めています。

また、義務教育段階における保護者負担の軽減を図るために、教材費を補助する補助教材費保護者負担軽減事業と、修学旅行費の約20%を補助する修学旅行費負担軽減事業を創設します。

そして、学校教育の充実を図るため、幼児教育と小学校教育の連携・円滑な接続を具体化するための研究と実践を進めます。

ひまわりこども園では、文化協会と連携して取り組んでいます「みはま文協わくわくキャラバン事業」についても引き続き実施していきます。

中学校施設について、計画に基づき順次改修工事を実施します。

2点目の社会教育でございますが、町民の幅広い学習ニーズに応えるため、公民館講座と公民館コンサートの充実を図っていきます。

また、人権意識向上のために、人権教育講演会を開催します。さらに、町政おはなし出張講座を開催して、町民への学習機会の提供にも引き続き努めます。

3点目の文化芸術・文化財につきましては、文化協会と連携し、文化事業の充実を図っていきます。

4点目のスポーツでございますが、体育協会が中心となって各種スポーツ大会の開催をしていただくための支援を引き続き行っていきます。

5つ目の分野目標「足腰の強い地域産業のまち」についてでございますが、1点目の農業におきましては、主なものとして和田地区圃場整備につきましては、令和7年度で100%仮同意が得られ、本同意に向け換地計画素案を作成中です。令和8年度で和歌山県が国に対し事業採択申請を行うことと聞いていますので、農業課題である農業者の高齢化、担い手や後継者不足、耕作放棄地の増加などを農業基盤整備により解決し、作り手、借り手にとって魅力ある農地実現のため、町も農業者と共に協力していきます。

令和7年度までは和歌山県「野菜花き産地強化事業」の採択を受けた事業に対し、町も上乘せ補助を行ってきました。令和8年度からはそれに加え、新たに和歌山県「次世代につながる果樹産地づくり事業」の採択を受けた事業に対しても同様に上乘せ補助を行えるよう制度を拡大し、事業名も「園芸産地強化事業」に変更し実施していきます。

2点目の水産業でございますが、漁業者の高齢化、後継者不足、漁獲量の減少など水産業を取り巻く環境が一層厳しさを増しています。

紀州日高漁協美浜町支所では、引き続き資源放流としてヒラメ、キジハタの稚魚の放流に補助を行います。三尾漁協につきましても、引き続き海岸漂着物等地域対策推進事業を行います。

3点目の商工業でございますが、美浜町商工会と連携しながら商店個々の経営の安定化、サービスの向上等を促進していく必要があります、引き続き町商工会や中小企業・小規模企業に対し振興補助なども行ってまいります。

4点目の観光でございますが、通年営業を始めた煙樹海岸キャンプ場や地方創生事業の2事業、官民協働で進めています教育旅行についても引き続き進めてまいります。

6つ目の分野目標「ともに生き、ともにつくるまち」についてでございます。

1点目の人権・男女共同参画については、広報紙を活用した人権啓発の推進や人権教育講演会を引き続き実施し、男女共同参画については、社会の進化に合わせ、意識改革の促進や多様性の尊重など、環境の整備が今まで以上に必要となっていることから第2次美浜町男女共同参画計画を策定いたします。

2点目のコミュニティでございますが、和田東中集会場と本の協集会場のトイレ改修や、旧三尾小学校浄化槽改修に着手します。

また、各地区への助成やコミュニティ助成事業、区長会や自主防災会連絡委員会への補助も引き続き行っていきます。

3点目の住民参画・協働につきましては、行政だけで解決できない複雑な地域課題を取り組む仕組みづくりや環境整備が不可欠とされています。区長会や様々な団体、住民の皆様のご意見を伺いながら進めていきたいと考えてございます。

4点目の行財政運営でございますが、令和6年度でふるさと納税による寄附額は過去最高の12億円超えとなりましたが、令和7年度ではそれを上回る17億円を超える寄附をいただきました。応援いただいている全国の皆様にこの場をお借りし御礼申し上げます。

物価、賃金の上昇の影響もあり、人件費が当初予算全体の21.6%となる等、予算規模が大変大きくなってきています。この現状を見極め、公共施設の総合的な維持管理を図り、健全な財政運営ができるよう、今後も各計画に沿った施策、事業の実進を進め、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上、令和8年度町政運営について主要な施策の概要を申し上げます。改めて議員の皆様をはじめ町民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

15分取りまして、55分から再開します。

午前九時三十七分休憩

———・———

午前九時五十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

全議案の提案理由説明を求めます。藪内町長。

○町長（藪内美和子君） 令和8年美浜町議会第1回定例会に提案いたしました議案22件について提案理由を申し上げます。

議案第1号は、美浜町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

乳児等通園支援事業の創設に伴い、児童福祉法の規定に基づき、町が事業の認可をするにあたっての基準となる条例を制定するものでございます。

議案第2号は、美浜町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

議案第1号と同様、子ども・子育て支援法の規定に基づき、町が公的給付の支給対象であることを確認するにあたっての基準となる条例を制定するものでございます。

議案第3号は、美浜町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定についてでございます。

令和8年4月より、美浜町立ひまわりこども園において乳児等通園支援事業を実施するにあたり、事業の利用等に関する条例を制定するものでございます。

議案第4号は、美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和7年人事院勧告の給与改定に準じて、職員の通勤手当、期末手当及び勤勉手当について、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号は、美浜町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、納税者の利便性の向上と徴収事務の効率化、デジタル化への推進を図る

ため、督促手数料の廃止をいたしたく、各条例の一部を改正するものでございます。

議案第6号は、美浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、介護保険法施行令が改正されました。

これらの改正によりまして、令和8年度分の保険料が高い段階に決定される者のうち、要件を満たす者については、保険料の減免ができるよう定めるものでございます。

議案第7号は、美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢に鑑み、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額や補償基礎額の加算額が改正されるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号は、令和7年度美浜町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億6,197万7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を64億4,247万4千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、入札差額や実績見込みが大半でございます。これらの不用額とまだ予算化していない普通交付税や前年度繰越金など、合わせて財政調整基金へ5億7千万円、教育施設整備基金へ3億円を積立することが主なものでございます。なお、第2表は繰越明許費9件、第3表は債務負担行為補正の廃止と変更、第4表は地方債補正がでございます。

まず歳入についてでございますが、主なものといたしまして、10ページの地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の補正は、固定資産税コロナ軽減特例による減収額を補填するための交付金でございます。

地方交付税の補正は、財源調整や財政調整基金、教育施設整備基金等へ積立を行うものでございます。

分担金及び負担金、負担金の補正は、実績見込みによるものでございます。

12ページの使用料及び手数料、使用料の補正は、キャンプ場使用料の増加によるものでございます。

国庫支出金、国庫負担金の補正は、医療費の増額による追加や児童手当の実績見込みによる減額と、子どものための教育・保育給付費国庫負担金は入所児童の実績による追加でございます。

国庫補助金の補正は、各事業の実績見込みによるものでございます。

14ページの国庫支出金、国庫委託金の補正は、参議院議員選挙費の確定によるものでございます。

県支出金、県負担金の補正は、障害者医療の増額による追加、児童手当の実績見込みによる減額と、子どものための教育・保育給付費県費負担金は入所児童の実績による追加で

ございます。

県補助金の補正は、各事業の実績見込みによるものでございます。

16ページの県委託金の補正は、県知事選挙及び県議会議員選挙の確定によるものでございます。

財産収入、財産運用収入の補正は、自動販売機借地料の実績によるものでございます。

繰越金の補正は、財源調整や財政調整基金等へ積立を行うものでございます。

18ページの諸収入、雑入の補正は、雇用保険料の自己負担分でございます。

町債の補正は、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

20ページの議会費の補正は、実績見込みによるものでございます。

総務費、総務管理費の補正は、事業の確定や実績見込みによるもの、負担金の確定でございます。財政調整基金費は、不用額とまだ予算化していない前年度繰越金・普通交付税などの財源の積立で5億7千万円を追加いたします。減債基金費の補正は、普通交付税再算定により創設された臨時財政対策債償還基金費の追加でございます。

24ページの徴税費の補正は、賦課徴収費でシステム標準化への移行に伴うものでございます。

戸籍住民基本台帳費の補正は、実績や実績見込みによるもの、システム改修費の追加でございます。

選挙費の補正は、各選挙の確定によるものでございます。

監査委員費の補正は、実績によるものでございます。

民生費、社会福祉費の補正は、事業の確定や実績見込みによるものでございます。心身障害者福祉費の追加は、サービス利用者やサービス単価の増加によるものでございます。

児童福祉費の補正は、実績や実績見込みによるものでございます。

衛生費、保健衛生費の補正は、入札差額や実績見込みによるものでございます。墓地基金費の追加は、令和6年度の墓地関係歳入歳出決算剰余金を積立するものでございます。

清掃費の補正は、入札差額と負担金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費の補正は、事業の確定によるものでございます。

34ページの林業費の補正は、実績見込みによるものでございます。

水産業費の補正は、実績によるものでございます。

商工費の補正は、入札差額と負担金の確定や実績見込みによるものでございます。

36ページの土木費、道路橋梁費の補正は、委託業務の確定によるものでございます。

河川海岸費の補正は、負担金の確定でございます。

住宅費の補正は、入札差額でございます。

消防費の補正は、入札差額や実績見込みによるものでございます。38ページの常備消防費の追加は、県防災ヘリコプター運航連絡協議会への追加でございます。

教育費、教育総務費の補正は、人件費の補正と事業の確定、実績見込みによるものでござ

ございます。教育施設整備基金費3億円の追加は、前年度繰越金・普通交付税などの財源を積立するものでございます。

40ページの小学校費の補正は、人件費の補正と入札差額や実績見込みによるものでございます。

中学校費の補正は、人件費の補正と入札差額や実績見込みによるものでございます。

42ページの幼稚園費の補正は、御坊幼稚園への負担金の実績による追加でございます。

こども園費の補正は、ひまわりこども園費で、人件費の補正と賄材料費の実績見込みによるものでございます。

社会教育費の補正は、入札差額と実績見込みによるものでございます。

保健体育費の補正は、入札差額と実績見込みによる学校給食校外調理業務の減額などでございます。

議案第9号は、令和7年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ186万円を減額し、補正後の総額を9億3,956万3千円とするものでございます。

実績見込みによる事務費と保険給付費の補正でございます。

議案第10号は、令和7年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に増減はなく、和歌山県後期高齢者医療広域連合からの負担金追加による補正でございます。

議案第11号は、令和8年度美浜町一般会計予算についてでございます。

細部説明の際に、詳細についてご説明させていただきますので、ここでは概要のみといたします。

令和8年度歳入歳出予算の総額は47億3,370万1千円で、前年度の当初予算と比較いたしますと4,345万9千円の増加、率にして0.9%の増でございます。

第2表債務負担行為は、令和9年度以降必要となる金額を限度額としてお願いするものでございます。

第3表地方債は、令和8年度実施の事業のうち起債を充当するものについて借入れ限度額等を定めるものでございます。

まず歳入について主なものをご説明申し上げます。

11ページの町税は5億9,309万2千円、対前年度比1,719万2千円の増額で3.0%の増、予算全体に占める割合は12.5%でございます。

町民税は2億9,950万1千円、固定資産税は2億3,219万1千円、軽自動車税は2,820万円、13ページのたばこ税は3,300万円、旧法による税は20万円でございます。

地方譲与税は1,923万2千円で、歳入予算全体に占める割合は0.4%でございます。

す。

地方揮発油譲与税は300万円、自動車重量譲与税は1,500万円で、森林環境譲与税は123万2千円でございます。

15ページの利子割交付金は300万円でございます。

配当割交付金は600万円でございます。

株式等譲渡所得割交付金は200万円でございます。

法人事業税交付金は600万円でございます。

地方消費税交付金は1億7千万円で、対前年度比2,500万円の増額でございます。

17ページの環境性能割交付金は20万円でございます。

地方特例交付金は440万円で、対前年度比140万円の増額でございます。

地方交付税は16億5,849万6千円、対前年度比605万8千円の増額、率にして0.4%の増でございます。地方交付税の歳入予算全体に占める割合は35.0%でございます。

交通安全対策特別交付金は60万円で、前年度と同額でございます。

分担金及び負担金は2,950万4千円、対前年度比318万円の減額でございます。

分担金は29万円、19ページの負担金は2,921万4千円でございます。

使用料及び手数料は4,515万3千円、対前年度比127万円の増額でございます。

使用料は2,435万円、21ページの手数料は2,080万3千円でございます。

23ページの国庫支出金は3億1,007万7千円、対前年度比1億2,729万6千円の減額、歳入予算全体に占める割合は6.6%でございます。

国庫負担金は2億4,640万1千円、国庫補助金は6,071万3千円、25ページの国庫委託金は296万3千円でございます。

27ページの県支出金は2億8,468万8千円、対前年度比2,633万3千円の増額、歳入予算全体に占める割合は6.0%でございます。

県負担金は1億4,713万1千円、県補助金は1億2,442万7千円、31ページの県委託金は1,313万円でございます。

33ページの財産収入、財産運用収入は1,045万円でございます。対前年度比464万9千円の増額でございます。

寄附金は、ふるさと納税寄附金で前年度と同額の6億円を見込んでございます。歳入予算全体に占める割合は12.7%でございます。

繰入金は5億2,003万5千円、対前年度比5,085万3千円の増額でございます。

特別会計繰入金は693万7千円、基金繰入金は5億1,309万8千円でございます。

35ページの繰越金7千万円は前年度と同額を計上してございます。歳入予算全体に占める割合は1.5%でございます。

諸収入は2,507万4千円、対前年度比382万3千円の増額でございます。

延滞金加算金及び過料は50万円、預金利子は10万円、37ページの雑入は2,447

万4千円でございます。

町債は3億7,570万円、対前年度比3,690万円の増額で歳入予算全体に占める割合は7.9%でございます。

以上が歳入についてでございます。

歳出について各科目において主なものをご説明申し上げます。

41ページの議会費は6,930万7千円、対前年度比21万6千円の増額でございます。

43ページの総務費は9億9,552万円、対前年同比3,102万2千円の減額で歳出予算全体に占める割合は21.0%でございます。

総務管理費は8億8,411万1千円でございます。

47ページの財産管理費は、庁舎及び各集会場の修繕費、和田東中集会場と本の協集会所のトイレ改修工事、旧三尾小学校浄化槽改修工事でございます。

企画費は、ふるさと納税返礼及び事務手数料2億9,879万7千円を計上してございます。

53ページの地方創生事業費は、指定管理料として、ゲストハウス、カナダミュージアム及びレストラン管理業務、産品コーナー及び多目的室管理業務でございます。

物価高騰対応重点支援事業費は、水道料金の減免に係る水道事業会計補助金でございます。

徴税费は6,188万9千円でございます。

57ページの戸籍住民基本台帳費2,685万8千円は、戸籍総合システムの標準仕様書改版に伴うシステムの改修、個人番号カード券面印字プリンターを購入、その他戸籍事務に要する経費でございます。

選挙費は2,139万5千円で、令和8年度は県議会議員選挙と59ページの町長・町議会議員選挙費を計上してございます。

統計調査費は76万7千円でございます。経済センサス等に係る予算でございます。

61ページの監査委員費は50万円で前年度と同額でございます。

民生費は11億8,991万9千円、対前年度比4,728万9千円の増額で歳出予算全体に占める割合は25.1%でございます。

社会福祉費は9億3,529万8千円でございます。

社会福祉総務費は、町社会福祉協議会への負担金、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

63ページの国民年金費は、事務経費や保険料免除に係るシステム改修費でございます。

老人福祉費は、養護老人ホームの措置費や外出支援事業でございます。

65ページの社会福祉施設費は、御坊日高老人福祉施設事務組合への負担金でございます。

心身障害者福祉費は、障害介護給付費、障害児給付費でございます。

福祉センター管理費は、地域福祉センターの維持管理費でございます。

69ページの心身障害者医療費は、障害者医療に係る事務経費や医療費を計上してございます。

地域包括支援センター運営費は、職員の人件費やケアプラン作成委託料でございます。

児童福祉費は2億5,462万1千円でございます。

児童福祉総務費は、児童手当等の支給に係るものでございます。

児童福祉施設費は、広域入所負担金、認可保育所負担金の他補助教材費保護者負担軽減事業補助金、乳児等通園支援事業でございます。

73ページの児童措置費は、ひとり親家庭医療費、乳幼児医療費、子ども医療費に要する経費でございます。

放課後児童健全育成事業費は、2つの学童保育室に要する経費でございます。

75ページの衛生費は5億550万7千円、対前年度比1,048万8千円の減額で歳出予算全体に占める割合は10.7%でございます。

保健衛生費は3億119万7千円でございます。

保健衛生総務費は、乳幼児健診に係る報償費、妊婦健康診査、産後ケア事業、出産後の健診費用を助成するための産婦健康診査費でございます。ひだか病院への負担金は1億4,014万1千円でございます。また少子化対策として、妊婦健康診査費や不妊治療費、新生児の聴覚検査、妊婦支援給付金や、妊産婦アクセス支援事業を引き続き実施いたします。

77ページの予防費は、各種健診や予防接種に係る経費でございます。

79ページの環境衛生費は、一斉清掃や斎場の維持管理や運営に係る費用で、今年度は斎場ホール空調機器更新工事を計上してございます。

81ページの墓地基金費は、墓地基金への積立でございます。

墓地管理費は、墓地管理に要する経費でございます。

清掃費は2億431万円でございます。

塵芥処理費は、指定ゴミ袋販売手数料や袋作製の費用、ゴミ収集委託や障害者就労施設にペットボトルの回収業務を委託する費用、清掃センター負担金などでございます。

83ページのし尿処理費は、クリーンセンター負担金等でございます。

農林水産業費は1億6,257万8千円、対前年度比53万1千円の増額で歳出予算全体に占める割合は3.4%でございます。

農業費は9,136万5千円でございます。

農業委員会費は、農業委員と農地利用の最適化に向けた現場活動に対する報酬や、担い手への農地の集積、集約化を促進する機構集積支援事業委託でございます。

農業総務費は、農業研修センター指定管理料、町農業振興研究会等の各種団体への負担金や有害鳥獣捕獲支援事業補助金を計上してございます。

85ページの農業振興費は、農地活用支援事業、多面的機能支払交付金と新たに園芸産

地強化事業補助金と、クビアカツヤカミキリの被害が確認された被害木の伐採処分に対するクビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金でございます。

農地費は、88ページの国の補助金を活用するため池廃止測量設計委託業務と下水道事業会計補助金（農集）を計上してございます。

林業費は6,321万円でございます。

林業総務費は、保安林の松くい虫防除事業として、薬剤地上散布を計上してございます。

89ページの水産業費は800万3千円でございます。

水産業振興費は、水産加工販売施設整備事業に係る不動産鑑定料と地籍測量図作成手数料でございます。

91ページの漁港管理費は、漁港管理に要する経費でございます。

漁港建設費は、三尾漁港海岸漂着物等地域対策推進事業を計上してございます。

美浜町水産業振興基金費は、利子積立金でございます。

商工費は4,446万3千円、対前年度比1,721万6千円の増額で歳出予算全体に占める割合は0.9%でございます。

商工費は、町商工会への補助金等でございます。

観光費は、煙樹海岸キャンプ場の運営に関する経費として、キャンプ場の管理人の人件費と、94ページの委託料はオリジナルタオル製作委託やピーク時の混雑解消のため仮設トイレ借上料でございます。工事請負費では、キャンプ場トイレ棟・炊事棟屋根外壁改修工事と「潮騒かおる煙樹ヶ浜」憩いの広場展望台撤去工事でございます。

95ページの土木費は2億5,583万8千円、対前年度比243万5千円の減額で歳出予算全体に占める割合は5.4%でございます。

土木管理費は5,272万9千円でございます。

道路橋梁費は1億406万円でございます。

道路橋梁総務費は、防犯灯に係る経費でございます。

道路維持費は、道路作業員の人件費や道路補修に係る経費で、98ページの町単独工事は1千万円を計上してございます。

道路新設改良費は、38か所の道路橋定期点検委託業務や道路拡幅に伴う費用でございます。

99ページの河川海岸費は215万7千円でございます。

河川海岸保全費は、各協会や協議会への補助金でございます。

砂防費は、全国治水砂防協会への負担金と県土砂災害対策事業に対する負担金でございます。

港湾費は124万4千円でございます。港湾管理費は日高港浜ノ瀬地区緑地公園の清掃管理委託費用でございます。

都市計画費は8,484万6千円でございます。

都市計画総務費は、都市計画に要する経費でございます。

101ページの下水道費は、下水道事業会計（公共）の補助金と出資金でございます。

住宅費は1,080万2千円でございます。

住宅管理費は、大浜団地、和田B団地、C団地の維持管理経費でございます。

住宅基金費は、住宅基金の利子分のほかに、町営住宅の大規模修繕に備え890万円を積立いたします。

消防費は3億6,882万5千円、対前年度比1億486万8千円の減額で歳出予算全体に占める割合は7.8%でございます。

非常備消防費は、消防団活動に要する経費で、消防団員の防火装備の購入や、中型自動車免許取得支援補助金と県消防操法大会補助金を計上してございます。

103ページの消防施設費は、旧浜ノ瀬消防車庫解体工事を計上してございます。

災害対策費は、106ページの委託料では、高潮ハザードマップ作成委託業務、地域防災計画改訂委託業務、津波ハザードマップ改訂委託業務、和田小学校・松原小学校への避難用スロープの新設工事に係る費用を計上してございます。備品購入費は、助けあいジャパンを活用して、トイレカーを購入いたします。

107ページの教育費は7億7,432万4千円、対前年度比1億253万9千円の増額で歳出予算全体に占める割合は16.4%でございます。

教育総務費は1億307万1千円でございます。

教育委員会費は、教育委員の報酬、そのほか教育委員会の運営に要する経費を計上してございます。

事務局費は、教職員に対する情報セキュリティ研修費用としての講師謝金や新しい美浜の学校教育検討委員会委員への報酬費、110ページの委託料では小学校統合に向けての新しい美浜の学校教育に関する基本方針及び小中一貫教育学校の整備に関する基本構想・基本計画の策定業務と学校施設長寿命化計画の改訂業務を、備品購入費では公用車の購入費用を計上してございます。

教育諸費は、総合的な学習・キャリア教育学習への補助金などのほか、町立小中学校の修学旅行費に係る保護者負担軽減事業補助金と町外の小中学校に在籍する児童生徒の補助教材費に係る保護者負担軽減事業補助金を計上してございます。

外国青年招致事業費は、2名分の外国語指導助手に要する経費を計上、令和8年度では2名の帰国費用と来日費用が含まれてございます。

111ページ、教育施設整備基金費は、利子積立金でございます。

小学校費は1億1,082万円でございます。

学校管理費は、町立の2校に係る補助教材費を計上し、保護者負担の軽減を図ります。なお、中学校費、こども園費におきましても同様に補助教材費を計上してございます。

113ページの教育振興費は、教材・教具費や準要保護児童への就学援助費などでございます。

115ページ、中学校費は1億2,991万6千円でございます。

学校管理費は、補助教材費を計上してございます。役務費では英検検定料を、委託料では118ページの武道場に係る外壁等改修工事の設計委託業務と武道場空調設備設置工事の監理委託業務を、工事請負費は武道場空調設備設置工事を計上してございます。

教育振興費は、教材・教具費や就学援助費用でございます。

幼稚園費は690万3千円で、御坊幼稚園への私立幼稚園負担金4名分でございます。

119ページ、こども園費は2億3,933万4千円でございます。ひまわりこども園の管理運営に要する経費を計上してございます。

121ページの社会教育費は6,126万8千円でございます。

社会教育総務費は、人権教育講演会や祝二十歳の集い、サマールームなどに要する経費や社会教育主事講習負担金を計上してございます。

123ページの公民館費は、公民館事業の運営と各公民館の維持管理に要する経費を計上してございます。

125ページの文化振興費は、埋蔵文化財の発掘調査や念仏松の伐採に要するもの、負担金補助及び交付金では、町文化協会への補助金のほか、御坊市及び日高郡6町埋蔵文化財保護行政事務協議会への負担金など文化財の保護、文化の振興に要する経費を計上してございます。

図書館費は、図書館の管理運営に要する経費を計上してございます。

127ページの保健体育費は1億2,301万2千円でございます。

保健体育総務費は、スポーツ推進委員の報酬や体育協会への大会運営委託料、町体育協会への補助金、スポーツ全国大会出場補助金などを計上してございます。

体育施設費は、各種体育施設や吉原公園等の管理委託料など各施設の維持管理に要する経費に加え、130ページの体育センター外壁等改修工事の監理委託業務と工事請負費を計上してございます。

学校給食施設費は、学校給食の運営に要する経費を計上してございます。

131ページの公債費は3億6,242万円、対前年度比2,448万1千円の増額でございます。歳出予算全体に占める割合は7.7%でございます。

予備費については500万円、前年度と同額を計上してございます。予備費の歳出予算全体に占める割合は0.1%でございます。

以上が、令和8年度美浜町一般会計予算についての概要でございます。

議案第12号は、令和8年度美浜町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

美浜町国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,530万5千円で、前年度と比較いたしまして600万8千円、率にして0.65%の減少でございます。前年度の人事異動に伴う人件費の減少が主な要因でございます。

また、保険税率の上昇を抑制するため基金から1,500万円の繰入を行います。

議案第13号は、令和8年度美浜町介護保険特別会計予算についてでございます。

美浜町介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,210万1千円で、

前年度と比較いたしまして3,853万4千円の増額、率にして4.31%の増でございます。

主な要因は、保険給付費の増加によるものでございます。

議案第14号は、令和8年度美浜町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

美浜町後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,584万2千円で、前年度と比較いたしまして1,666万1千円の増額、率にして5.97%の増でございます。

主な要因は、和歌山県後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものでございます。

議案第15号は、令和8年度美浜町下水道事業会計予算についてでございます。

業務の予定量は、水洗化戸数2,340戸、年間有収水量50万3,800m³を見込みまして、1日平均有収水量は1,380m³を予定してございます。

収益的収支については、下水道事業収益・費用共に2億92万8千円で、対前年度比0.57%の減少でございます。

資本的収支については、資本的収入4,952万1千円、資本的支出8,477万5千円でございます。

議案第16号は、令和8年度美浜町水道事業会計予算についてでございます。

業務の予定量は、給水戸数3,617戸、年間総給水量70万m³を見込みまして、1日平均給水量は1,918m³を予定してございます。

収益的収支については、水道事業収益1億2,637万9千円、対前年度比18.31%の減少、水道事業費用1億1,545万4千円、対前年度比19.92%の減少でございます。

資本的収支については、資本的収入27万5千円、資本的支出5,230万2千円でございます。

議案第17号は、美浜町農業研修センターの指定管理者の指定についてでございます。

美浜町農業研修センターの指定管理者につきまして、引き続き、和歌山県農業協同組合を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第18号は、美浜町カナダミュージアムの指定管理者の指定についてでございます。

美浜町カナダミュージアムの指定管理者につきまして、引き続き、特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第19号は、美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者の指定についてでございます。

美浜町アメリカ村ゲストハウスの指定管理者につきまして、引き続き、特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第20号は、美浜町アメリカ村レストランの指定管理者の指定についてでございます。

美浜町アメリカ村レストランの指定管理者につきまして、引き続き、特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第21号は、美浜町産品コーナーの指定管理者の指定についてでございます。

美浜町産品コーナーの指定管理者につきまして、引き続き、一般社団法人煙樹の杜を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第22号は、美浜町多目的室の指定管理者の指定についてでございます。

美浜町多目的室の指定管理者につきまして、引き続き、一般社団法人煙樹の杜を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案22件について、一括して提案理由を申し上げました。

何卒よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（繁田拓治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前十時四十一分散会

再開は、13日金曜日午前9時です。

この後、10時50分から全員協議会、各常任委員会、各特別委員会を開きます。

以上です。